

海外旅行者の皆様へ

通関案内

このパンフレットは、皆さんが外国へ行かれるときや外国から帰って来られるときなどに、必要な税関への手続等を、Q & A形式により分かりやすく解説したものです。

なお、さらに詳しくお知りになりたい方は、巻末の税関相談官（室）にお問い合わせください。



税関イメージキャラクター
カスタム君

税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp/>



財 務 省
税 関

Q 1：日本を出国するとき、税関ではどのような
手続が必要ですか？

A：次のような場合にそれぞれの手続が必要になりますので
注意してください。

1. 外国製品の持ち出し

現在使用している外国製品、例えば、時計、ネックレス、
指輪などを持っていく場合は、「**外国製品の持ち出し届**」(下
図の記入例参照)に該当する物の品名・数量・特徴などを
記入し、現品と一緒に出国の税関カウンターで確認を受
けてください。


スーツケースなどに外国製品を入れて「機内預け」とす
る場合は、航空会社へ預ける前に必ず税関の確認を受け
てください。

**この確認がありませんと、帰国時に外国で購入された
ものと区別できず、課税される場合があります。**

記入例（用紙は税関にあります）

外国製品をお持ちの方に			
出国の時、税関に届け確認をうけておけば、 帰国の際、その荷物に税金はかかりません			
外国製品の持ち出し届			
なまえ	税 関 花 子		
品 名	数量	銘柄、特徴、番号、カラット等を書いて下さい	
指 輪	2	ダイヤモンド Pt台	1.0ct
		ルビー Pt台	0.34ct
腕時計	1	ロレックス 女性用丸型	198868 2年使用

◎紛失しないように ◎帰国の際、税関に提出のこと



2. 現金などの持ち出し（持ち込む場合も同じ）

次のような場合には、出国（入国）に際し、税関へ
「支払手段等の携帯輸出・輸入届出書」を提出してくださ
い。（「届出書」は税関にあります。）

(1) 携帯する現金、小切手（トラベラーズチェックを含
む）、約束手形、有価証券の合計額が100万円相当額を
超える場合（外国の通貨及び外国の通貨で表示されてい
るものを含む。）

(2) 携帯する金の地金（純度90%以上）の重量が1 kgを
超える場合

3. 輸出規制品

銃砲や超高性能パソコンなどは輸出が規制されていま
す。このような品物を持ち出す場合は、事前に経済産業省
で手続を行い、出国の際には税関カウンターで確認を受
ける必要があります。（詳細は、経済産業省貿易経済協力
局貿易管理部安全保障貿易審査課（03-3501-1511代）に
お問い合わせください。）

4. その他

持ち出す品物の価格の合計が30万円を超えると一般の
貿易貨物と同様の輸出手続が必要となる場合があります。

Q 2：日本へ入国（帰国）するときには、どのよう
な手続が必要ですか？

A：日本へ入国（帰国）するときには、外国から持ってきた
品物を税関に申告する必要があります。

手続や注意していただく点は次のとおりです。

1. 現金などの持ち込み

出国の際と同様の手続が必要となります。（Q 1を参照
してください。）

2. 申告手続

次のいずれかに当てはまる方は、「**携帯品・別送品申告書**」(7～8 ページの記入例参照)を、それぞれの通数提出してください。

- | | | |
|-------------------|---|-----|
| ○免税範囲を超えている方 | } | 1 通 |
| ○銃砲刀剣類を持っている方 | | |
| ○別送品がある方 (Q 3 参照) | | 2 通 |

* 申告書は、税関の他、航空機機内、船内に用意してあります。

3. 検査台の選択

税関(空港)では、手荷物の検査を適正かつ迅速に行うために検査台を緑と赤に色分けし、皆様ご自身で選択していただいています。

緑の検査台 → 免税の範囲を **超えていない方**

赤の検査台 → 免税の範囲を **超えている方**
又は免税の範囲を **超えているかどうか分からない方**

【税関からのお願い】

- ・ 海外から持ち帰った品物は、税関検査を受けやすいように、できるだけ一つにまとめてください。
- ・ 領収書、カード利用控などは、大切に保管し、すぐに出せるようにしておいてください。
- ・ 税金は、税関検査場内の銀行で納付してください。
なお、銀行の派出所がない場合は、税関職員が領収します。

注意!

免税とならない品物の合計額が30万円を超えると、一般の貿易貨物と同様の輸入手続が必要となる場合があります。

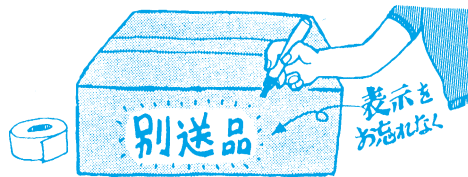
Q 3 : 外国で買ったお土産などを旅行先から別送品として送る場合には、どのような注意、手続が必要ですか？

A : 外国で買った品物などのうち、入国(帰国)の際に携帯品として持ち帰るものとは別に、旅行先から国際郵便や国際宅配便などを利用して送ったものを「別送品」と呼んでいます。「別送品」として免税範囲や簡易な税率の適用を受けようとする場合の手続や注意していただく点は次のとおりです。

1. 外国から送る際の注意点

必ず品物の外装、税関告知書(郵便物)、送り状などに「別送品」と明確に表示し、入国(帰国)者本人を受取人としてください。

特に土産品店等に依頼して送る場合には、「別送品(Unaccompanied Baggage)」の表示を必ず行うように店員に指示してください。



(Unaccompanied Baggage)

2. 入国(帰国)時の手続

「携帯品・別送品申告書」を2通、税関に提出してください。このうち、1通に税関が確認印を押してお返ししますので大切に保管してください。

数カ所から別送した場合であっても提出は2通です。

注意！

入国（帰国）後は別送品の申告はできません。別送品のある方は、入国（帰国）時に忘れずに申告してください。

なお、別送品の申告をしなかった場合や確認印を受けた申告書を紛失された場合は、一般の貿易貨物と同様の輸入手続が必要となります。

3. 別送品の到着後の手続

(1) 郵送した場合

別送品が日本に到着すると「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」という葉書が郵送されますので、入国（帰国）時に税関の確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」を返信用部分と共に、その葉書を差し出した税関外郵出張所に提出してください。（詳細については、パンフレット「国際郵便物通関手続のしおり」を参照してください。）

注意！

別送品の外装に「別送品」の表示がない場合には、一般の郵便物として取り扱われ「国際郵便物課税通知書」（関税等の納付額や納付手続などを通知する書類）が郵送されることがあります。

この場合、税金を納付する前に課税通知書を差し出した税関外郵出張所に免税適用の可否などをお問い合わせください。

なお、別送品に係る税金を納付してしまった場合には、税関外郵出張所にご相談ください。

(2) 郵送以外の場合

別送品が日本に到着すると航空貨物代理店や船会社などから到着通知がありますので、入国（帰国）時に税関

の確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」、旅券などを持って別送品の到着地税関で手続をしてください。（取扱業者によっては到着通知がない場合がありますので、詳細については、航空貨物代理店や船会社などに照会してください。）

なお、別送品については、入国（帰国）後6か月以内に輸入され、かつその輸入申告の際、入国（帰国）時に税関の確認を受けた上記申告書を輸入地税関に提出した場合に限り、免税範囲（9～10ページを参照してください。）の適用を受けて輸入することができます。

Q 4：免税の範囲を教えてください。また、免税の範囲を超えた場合の税金はどうなるのですか？

A：免税の範囲は次のとおりです。（9～10ページを参照してください。）また、この免税範囲を超えた場合には、品物の種類などに応じた税率によって税金が課せられます。

1. 免税の範囲

- (1) 携帯品あるいは別送品のうち、**個人的に使用すると認められるもの**に限り、成人一人当たり9～10ページの表の範囲内（かつ、米については年間100kgの範囲内）で免税となります。（携帯品と別送品の両方がある場合には、両方を合算します。）
- (2) **未成年者の場合は「酒類」と「たばこ」は免税になりません。**
- (3) **6才未満のお子様は、おもちゃなど明らかにお子様本人の使用と認められるもの以外は免税になりません。**
- (4) 旅行中に使用していた衣類、化粧品などの身回品や職業上必要とする携帯用器具など（外国で取得したものを除く。）は、9～10ページの表にかかわらず原則として免税となります。

携帯品・別送品申告書記入例

- ・成年者1名が、次の品物を携帯して持ち帰る場合の例です。
- ・11ページ「2. 税の適用」の課税価格・税率を基に税額等を算出しています。

◇「価格」欄は、実際に支払った金額を日本円で記入してください。

[持ち帰るもの]

ウイスキー (760ml)	3本
ブランドー (700ml)	1本
紙巻たばこ	200本
香水	1オンス
衣類(1着)	5万円
腕時計(1個)	15万円
ハンドバッグ(1個)	8万円
指輪(1個)	12万円

[携帯品・別送品申告書]

1. 酒 類		4	本
2. たばこ	紙 巻	200	本
	葉 巻		本
	その他		グラム
3. 香水		1	オンス
4. その他の物品 (下欄で不足の場合、もう一枚使用してください) 衣類、バッグ、装飾品等、上記1～3以外のもの			
品 名	数 量	価 格	
衣 類	1	50 000 円	
腕時計	1	150 000 円	
ハンパヅ	1	80 000 円	
指 輪	1	120 000 円	
		千	円
		千	円
		千	円

●免税範囲を超える酒類1本が課税されます。
この場合、税額が少ないブランドーが課税されます。
(酒税額 350円)

○たばこと香水については、免税範囲内です。

●衣類は、関税15%が課税されます。
(関税額 4,500円)

(税額計算例)
(海外市価) (課税価格)
50,000円 × 0.6 = 30,000円
(課税価格) (関税率) (関税額)
30,000円 × 15% = 4,500円

●腕時計は、消費税及び地方消費税5%が課税されます。
(消費税及び地方消費税額 4,500円)

(参考) 消費税及び地方消費税5%とありますが、
実際の計算方法は以下のとおり。

(海外市価) (課税価格)
課税価格：150,000円 × 0.6 = 90,000円
(課税価格) (税率) (消費税額)
消費税：90,000円 × 4% = 3,600円
(消費税額) (税率) (地方消費税額)
地方消費税：3,600円 × 25% = 900円

○ハンドバッグと指輪は、他の物と比べて税額が多くなるため、優先して免税されます。

(参考) 課税した場合の関税額 (関税率15%)
指輪 10,800円
ハンドバッグ 7,200円

税関では、旅行者の皆さんに有利となるように、免税範囲を最大限生かして、免税となる品物を選択します。

この場合の納付する税額は、

関 税	4,500円
酒 税	300円
消費税及び地方消費税	4,500円
合 計	9,300円

(注) 税目毎合計額の100円未満は切り捨てます。

免税の範囲

(成人一人当たり)

品名		数量又は価格	備考
酒類		3本	1本760cc程度のもの。
たばこ	「紙巻たばこ」 のみの場合	200本	①空港の免税店や外国で購入した日本製たばこについては、外国製たばことは別に、左記の数量まで免税になります。 ②外国居住者が輸入するたばこについては、外国製、日本製それぞれの免税数量が2倍になります。
	「葉巻たばこ」 のみの場合	50本	
	その他の場合	250g	
香水		2オンス	1オンスは約28cc
その他の品物	1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のもの	全量	例えば、1本5千円のネクタイ2本は免税になります。また、この場合の1万円は免税枠20万円の計算に含める必要はありません。
	その他の場合	20万円 (これらの品物の海外市価の合計額)	①合計額が20万円を超える場合には、20万円以内におさまる品物が免税になり、その残りの品物に課税されます。税関は、旅行者の皆さんに有利になるように、免税となる品物を選択の上、課税します。 ②1個で20万円を超える品物は、例えば、25万円のバッグは25万円の全額について課税されます。

- (注) 1. **商品や商業用サンプル**は、個人的な使用に供するものでないため、課税対象となります。また、金額によっては、一般の貿易貨物と同様の輸入手続が必要となる場合があります。
2. 「**海外市価**」とは外国における通常の小売購入価格のことをいいます。
3. **円貨換算**は、「入国の日の属する週の前々週の平均レート」として税関長が公示したレートにより行われます。
4. 米について免税の適用を受ける場合には、地方農政局又は地方農政事務所に提出した「**米穀の輸入に関する届出書**」(税関提出用)を税関に提出してください。

2. 税の適用

免税範囲を超える品物は次のように課税されます。

(1) 課税価格

「課税価格」とは、一般の輸入取引の場合の輸入港での価格をいいます。通常、携帯品や別送品については、海外での小売価格の6割程度の額としております。

(2) 税率

① 簡易な税率が適用されるもの(関税、内国消費税及び地方消費税が含まれています。)

入国者の輸入貨物に対する簡易税率

品名	税率
1. アルコール飲料	
(1) 蒸留酒(しょうちゅう等)	300円/ℓ
(2) その他のもの(ワイン等)	200円/ℓ
2. その他の物品 (関税が無税のものを除く。)	15%

(注1) 紙巻たばこについては、入国者が携帯し、又は別送するものに限り、1本につき6.5円の税率が適用されます。

(注2) 関税が無税の品目(例:腕時計、ゴルフクラブ等)については、上表の税率ではなく、消費税(地方消費税を含む。)のみが課されることとなります。

(注3) 関税が無税であるアルコール飲料については、上表の税率ではなく、下表の酒税の特例税率が課されることとなります。(この特例税率が課される酒類については、消費税は課されません。)

入国者が輸入する酒類の特例税率

品名	税率
(1) ウイスキー及びブランデー	500円/ℓ
(2) ラム、ジン及びウォッカ	400円/ℓ
(3) リキュール	300円/ℓ
(4) ビール及び発泡酒	200円/ℓ

② 一般の関税率が適用されるもの(関税のほか消費税及び地方消費税がかかります。また、米については納付金の納付が必要となります。)

- ・ 1個(1組)の課税価格が10万円を超えるもの
- ・ 米
- ・ 食用のりとバイナップル製品
- ・ 紙巻たばこ以外のたばこ

・ 猟銃

・ ある品物に対して簡易税率の適用を希望しない旨を税関に申し出たときは、旅行者が携帯し、又は別送して輸入する品物の全部など

③ 消費税及び地方消費税のみ課税されるもの

腕時計、貴金属製の万年筆、貴石(裸石)、ゴルフクラブ、書画、コンパクトディスク、パソコンなど関税がかからない品物は、課税価格に対し消費税5%(うち1%は地方消費税)のみが課税されます。

Q5: 日本への持ち込みが禁止又は規制されているものには、どのようなものがありますか?

A: 日本への持ち込みが禁止あるいは規制されている品物には次のようなものがあります。これに違反すると関税法などで処罰されたり、没収、廃棄又は積戻しを命令されることがあります。

なお、麻薬、けん銃などは、日本を経由して他国に輸送する場合でも処罰されることがあります。

1. 輸入が禁止されている品物

- (1) あへん、コカイン、ヘロイン、MDMA、マジックマッシュルームなどの麻薬、大麻、あへん吸煙具、覚せい剤(覚せい剤を含有するウィックスインヘラーなども含まれます。)、向精神薬など
- (2) けん銃等の銃砲及びこれらの銃砲弾や、けん銃の部品
- (3) ダイナマイトなどの爆発物、火薬、爆薬など
- (4) 化学兵器の原材料となる物質
- (5) 通貨又は証券の偽造品、変造品、模造品(例えば、ニセ金貨など)や、偽造クレジットカードなど
- (6) 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品(わいせつ雑誌、わいせつビデオテープ、わいせつDVDなど)
- (7) 児童ポルノ
- (8) 偽ブランド商品など知的財産権(商標権、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権及び育成者権)を侵害する物品
- (9) 家畜伝染病予防法で定める特定の動物とその動物を原料とする製品、植物防疫法で定める植物とその包装物など

2. 輸入が規制されている品物

- (1) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)に基づき、**動植物の多く**のものが輸出入の規制の対象となっており、**この条約で定めた機関の発行する書類等(種類により異なりますが、輸出許可書、経済産業省の発行した輸入承認証など)がないと輸入できません。これらは生きている動植物だけでなく、漢方薬などの加工品・製品についても規制の対象となります。**

ワシントン条約により持ち込みが規制されているもの(代表例)

加工品・製品	漢方薬	ジャコウジカ、トラ、クマ、サイ等を含有する薬
	毛皮・敷物	トラ、ヒョウ等のネコ科の動物、オオカミ、クマ、シマウマ(一部)等
	ハンドバッグ ベルト・財布等	ワニ、ウミガメ、ヘビ(一部)、トカゲ(一部)、ダチョウ(一部)等
	象牙・同製品	インドゾウ、アフリカゾウ
	はく製	ワシ、タカ、ワニ、ゴクラクチョウ、センザンコウ等
生きている動植物	その他	シャコガイの製品、クジャクの羽(一部)、オウムの羽飾り、サンゴの製品(一部)
	サル(全種)	スローロリス、カニクイザル、チンパンジー等
	オウム(全種)	オウム、インコ類(セキセイインコ及びオカメインコを除く。)
	植物	ラン全種、サボテン全種、ソテツ全種等
	その他	ワシ、タカ、リクガメ、カメレオン、オオサンショウウオ、アロワナ(一部)等

- (2) **植物**(パイナップル、オレンジなどの果物、切花、野菜、米などが含まれます。)、**動物**(生肉、乾燥肉、ハム、ソーセージなども含まれます。)**は税関検査の前に動植物検疫カウンターで必ず検疫を受けてください。**

- (3) 猟銃、空気銃、刀剣(刃渡15cm以上)などについては、公安委員会の所持許可を受けるなど所定の手続を取った後でなければ輸入できないことになっています。

- (4) 医薬品、化粧品などについては、輸入者個人が使用するものであっても、輸入数量の制限があります。

- ・ 医薬品及び医薬部外品 …………… 2 カ月分以内
(要指示薬等は 1 カ月分以内)
- ・ 外用剤(要指示薬は除く) …… 1 品目 24 個以内
- ・ 化粧品 …………… 1 品目 24 個以内
- ・ 医療用具 …………… 1 セット
(家庭用のみ)

これらを超えるものについては、厚生労働省の手続が必要です。

ただし、個人用であっても、重大な健康被害の起きるおそれがある製品については、輸入が制限されています。

輸入規制品の詳細についてのお問い合わせ先

- ・ (1) ……経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
・ 03-3501-1511(代)
- ・ (2) ……最寄りの植物防疫所、動物検疫所
- ・ (3) ……最寄りの警察署
- ・ (4) ……関東信越厚生局
近畿厚生局
九州厚生局沖縄麻薬取締支所
- ・ 048-740-0800
- ・ 06-6942-4096
- ・ 098-854-2584

お問い合わせ先

〔税関相談官（室）〕

函館税関	0138-40-4261
東京税関	03-3529-0700
成田税関支署	0476-34-2128
横浜税関	045-212-6000
名古屋税関	052-654-4100
中部空港税関支署	0569-38-7600
大阪税関	06-6576-3001
関西空港税関支署	0724-55-1600
神戸税関	078-333-3100
門司税関	093-332-8372
福岡空港税関支署	092-477-0101
長崎税関	095-828-8619
沖縄地区税関	098-863-0099

税関手続等についてのご相談は、カスタムスアンサー
もご利用ください。

○インターネット（税関ホームページ）

<http://www.customs.go.jp>

○音声又はFAX（自動応答・24時間受付）

東京 03-3528-3666 大阪 06-6576-1130

横浜 045-212-0300 神戸 078-333-4410

名古屋 052-655-1790 門司 093-332-8800

許しません、白い粉 通しません、黒い武器

けん銃・麻薬などの密輸や、知的財産権侵害物
品に関する情報を求めています。

シロイ クロイ
密輸ダイヤル 0120-461-961